

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市それぞれが積極的に取組を実践するとともに、協働による取組が重要です。市では、市内の横断的な連携を図るとともに、市民や事業者とパートナーシップを形成しながら、施策を推進していきます。

また、国や茨城県、いばらき県央地域連携中枢都市圏等の関係機関と情報共有を行い、連携の上、取組を推進します。

(1) 水戸市環境審議会

水戸市環境審議会条例により設置された組織であり、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議します。本計画の進捗状況、結果等の報告を受け、点検・評価を行うとともに、結果に対する専門的、客観的視点による意見・提言を行います。

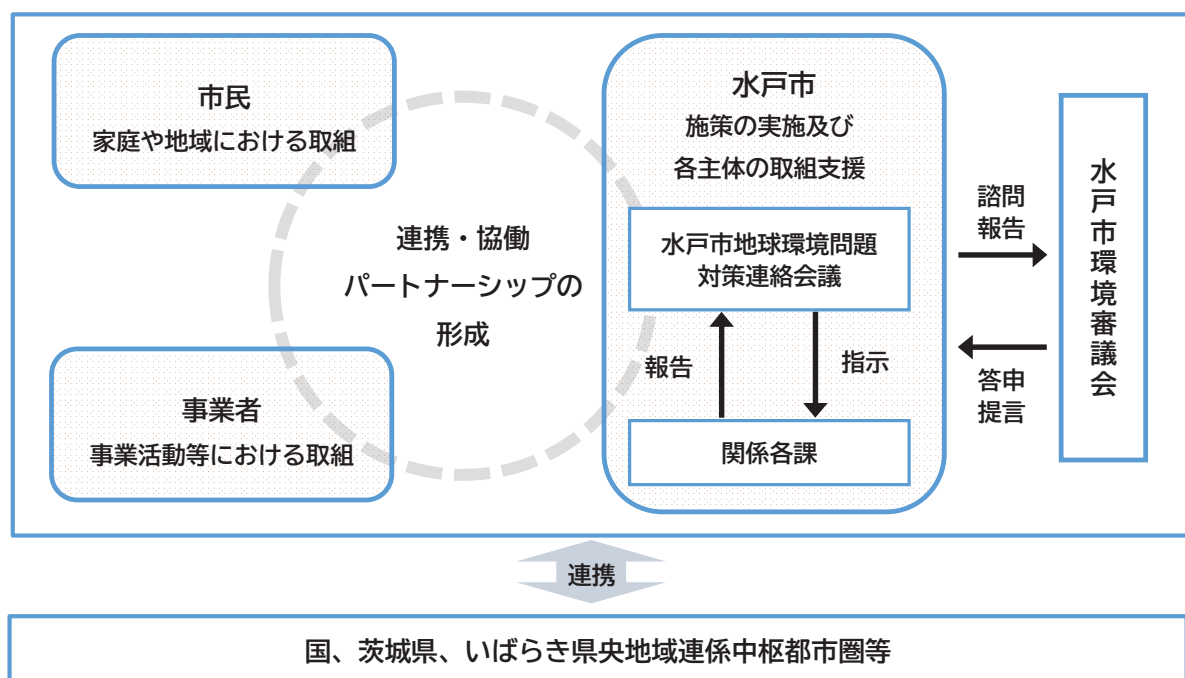
(2) 水戸市地球環境問題対策連絡会議

地球環境問題に関する市内横断的な組織で、施策の推進や計画の全体進行管理について、検討及び総合的調整を行います。各部局の事業や施策の実施状況等を把握し、各部局連携のもと、全庁一体となった計画の推進を図るとともに、水戸市環境審議会の点検・評価や意見・提言に基づき、市の取組方針を決定します。

(3) 広域的な連携

地球温暖化や自然環境など、広域で取り組むことが望ましい事項については、国、茨城県及びいばらき県央地域連携中枢都市圏の構成市町村等との連携も含め、取組を推進していきます。

図 23 推進体制



2 計画の進行管理

本計画に位置付けた各施策を実効的かつ継続的に推進していくために、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、見直し（Action）を繰り返す PDCA サイクルにより、進行管理を実施していきます。
また、本計画の進捗状況については、ホームページ等で公表します。

図 24 PDCA サイクルによる進行管理

